

令和7年度 第1回 四街道市地域公共交通会議 会議録

日 時 令和7年7月17日（木） 14:00～15:00
場 所 四街道市文化センター203号室
出席委員 小早川会長 江守副会長 鈴木委員 三上委員 清原委員 森委員 成田委員
高山委員 伊藤（恭）委員 菊地委員 土門委員 菅井委員 伊藤（壮）委員
宅原委員 植園委員 長田委員 伊藤（智）委員 渡辺委員 河野委員
伊藤（昌）委員 武田委員 吉橋委員
欠席委員 平賀委員 金森委員
事務局出席者 新田地域共創部副参事 松崎くらし安全交通課長 小安課長補佐
平良主任主事 淡路主事
傍聴人 0人

———会議次第———

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議の公開・非公開について
- 4 報告
(1) 市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）について
- 5 議題
(1) 四街道市地域公共交通会議運賃協議部会の設置について
- 6 閉会

———会議の内容———

1. 開会

【事務局】 本日は、公私ともにご多忙の中、令和7年度第1回四街道市地域公共交通会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、これより、令和7年度第1回四街道市地域公共交通会議を開会いたします。

本日は、委員定数24名のうち22名にご出席をいただいておりますので、会議が成立していますことをご報告させていただきます。

人事異動等に伴い、前回の会議から、委員の変更がございましたので、お手元の委員名簿に基づき、変更があった委員のご紹介をさせていただきます。

～委員紹介～

また、欠席委員の代理出席の取扱いについてですが、会議の成立や議事の可否を決する際の人数には含まれないことを申し添えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って順次進めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

【事務局】 はじめに、小早川会長よりごあいさつをいただきたいと思います。
小早川会長、よろしくお願いいたします。

【小早川会長】 ～あいさつ～

【事務局】 ありがとうございます。この後の会議の進行につきましては、四街道市地域公共交通会議条例の規定に基づき、小早川会長が議長となります。
小早川会長よろしくお願いいたします。

3. 会議の公開・非公開について

【小早川会長】 それでは、議長をつとめさせていただきます。
はじめに、会議録についての確認ですが、昨年度の会議で決定しましたとおり発言者名は明記する取り扱いとし、事務局において作成をお願いします。
内容確認につきましては、公募市民の土門委員、菊地委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】 ～異議なし～

【小早川会長】 土門委員、菊地委員よろしいでしょうか。

【土門委員・菊地委員】 ～承認～

【小早川会長】 会議録の内容確認を土門委員、菊地委員にお願いいたします。
次に、本日の会議の公開・非公開につきましては、会議の公開に関する指針により、公開とさせていただきます。
また、会議資料につきましては、同指針の解釈運用基準により、傍聴人の閲覧に供するものとなりますが、配布につきましては、本審議会の判断によるものとされております。本日の資料については、全て配布するものとして存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

【各委員】 ～異議なし～

【小早川会長】 それでは、本会議は「公開」とし、傍聴人に資料を配布することとします。事務局は傍聴の方がいらっしゃいましたら入室させてください。

【事務局】 傍聴人はいません。

4. 報告

【小早川会長】 それでは、次第4、報告に入ります。

（1）市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）について

【小早川会長】 市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 市内循環バス「ヨッピー」につきまして、コロナ禍以降の利用者数の減少や物価高騰による運行経費の増加などの影響により、近年は収支率が悪化傾向となっております。

本日は、地域の生活を支える移動手段として、今後も「ヨッピー」の路線を維持していくため、収支改善に向けた「運賃改定」について、市の考えをご説明させていただき、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、本来、運賃改定の内容等につきましては、道路運送法の定めにより、本会議とは別に設置する新たな会議体（運賃協議部会）において審議いただく案件となりますことから、「議題」としてはいたませんが、会議全体として、市の考えや今後の方向性を知っていただくことは重要なことと考えておりますことから、「報告事項」としてご説明をさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしておりますA4横の資料3ページをご覧ください。

ヨッピーの現状について、はじめに「年間利用者数の推移」となります。

年間利用者数は、令和2年度に新型コロナウイルスの影響により大きく減少し、その後は増加傾向となっているものの、令和元年度以前の水準までは回復していない状況となっています。

続いて、4ページをご覧ください。「運行経費の推移」となります。

運行経費は、棒グラフの下段：運賃収入と上段：市補助金の合計額となっており、近年の状況を見ますと、人件費の増加や燃料費の高騰などの影響から、令和5年度は2,628万円、令和6年度は2,754万円と、増大傾向となっています。

また、運行経費の増加に伴い、運賃収入の不足分を補うための市補助金も増加しています。

5ページをご覧ください。「収支率の推移」となります。

平成25年度以降、収支率は概ね40%台を維持してきましたが、令和2年度以降は厳しい状況が

続いており、令和5年度は34.6%、令和6年度は33.8%と、その数値は悪化傾向となっています。

6ページをご覧ください。「現行の運賃体系」となります。

表のとおり、現在の大人（中学生以上）運賃は、現金による支払いの場合170円、ICカードによる支払いの場合168円となっており、小学生は半額、未就学児童は無賃、さらに身体障害者手帳等の所有者及びその介助者1名は無賃となっています。

7ページをご覧ください。「過去の運賃改定」となります。

運行開始当初、小学生以上一律100円だった運賃を、平成25年3月に、大人160円、小児（こども）80円に改定して以降、消費税法の改正による対応を除き、現在まで運賃の見直しは行われていない状況となっています。

8ページをご覧ください。「民間路線バスとの運賃比較」となります。

市内を運行する他の路線バスよりも安価な運賃設定となっており、民間路線バスと運行が重なる一部の区間では、不均衡が生じています。

9ページをご覧ください。ここまでの現状を踏まえた上での「運賃改定案」となります。

運行経費の増大に対応すること、民間路線バス運賃と均衡を図ること、利用者の日常生活への影響に極力配慮すること、の3点を踏まえ、記載のとおり、民間路線バスの初乗り運賃に準じた運賃改定を実施したいと考えています。

また、「ヨッピー」について、情報を補足させていただきたいと思います。

本日配付しました資料（市内循環バス「ヨッピー」のルート及び時刻表）をご覧ください。

市が「ヨッピー」を運行する意義として、採算性等の課題から、民間バス事業者では運行が困難な地域にバス路線を確保していることに最大の価値があると考えています。

その上で、利用者のためのサービスとして、左回りは、平日11便、土休日は8便、右回りは、平日12便、土休日は9便の運行を維持しており、平日の1日運行回数でみた場合、市内18路線中、13番目に運行が多い路線となっています。

また、運行ルートでは、四街道駅への乗り入れによるJR線との接続。運行ダイヤでは、朝夕時間帯の運行の確保。その他のサービスとしましては、ICカードの利用促進、定期券や各種割引制度（京成バスグループのノーカーアシスト優待証制度やダイヤモンドパスなど）の導入など、民間路線バスと同等の水準でサービスを提供しています。

10ページをご覧ください。「収支の予測」となりますが、令和6年度の利用者数及び運行経費をもとに試算した場合、大人運賃を200円とすることで、収支率は39.5%（概ね40%近く）まで回復する見込みです。

また、運行経費が増加すると、収支率は徐々に下がっていくこととなりますが、仮に10%上昇した場合でも、収支率は35.9%と、現状値を上回る見込みとなっています。

一方、運賃改定によって、利用者の減少する割合が 15%を上回ってしまうと現状よりも収支率が下がってしまう可能性があることから、今後も運行を継続していくためには、利用者のご理解とご協力が必要となります。

11 ページをご覧ください。

最後に「運賃改定の流れ」となりますが、今後のスケジュールについて、本日の第 1 回会議後、8 月に本運賃改定案に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえた上で、10 月に開催する運賃協議部会でご審議いただき、実施の可否について結論を得たいと考えています。また、パブリックコメントの内容につきましては、本日の会議資料の参考資料となっているものを公表させていただきたいと考えております。

本会議へのご報告は 11 月を予定しており、運賃改定を実施する場合には、年明けの 1 月以降に国への届出や市民への周知など、所要の手続きを行った上で、4 月から新運賃をスタートしたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）についてのご説明となります。

【小早川会長】 ただいま、事務局から資料についてご説明をいただきました。

委員の皆様からご意見や質問があれば、お伺いしたいと思います。

これは、報告なので、これで決定というわけではなくて、8 月にパブリックコメントを実施し、次の議題でもある運賃協議部会で運賃改定案について議論していただくということによろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【小早川会長】 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

【成田委員】 「ヨッピー」については、既に消費税の改定等で何度か運賃の改定をしていると資料の中にございます。一般のバス路線は、運賃を改定して少し高くする場合、今乗っているお客様がそのまま同じ人数乗るかというのと、やはり運賃が上がったことによってお客様が減るということも考えられますので、そういったことも想定して収支率等の計算をしていきます。ヨッピーは、かつて消費税の改定等で若干運賃が上がっていますが、それによって利用者が減ったのか、変わらなかったのか、そういったデータはこれから改定をしていく中で非常に重要になると思います。今回は、今既にある実績の人数に運賃改定案の金額をかけた収支率を想定していますが、今は物価も上がっているの、運賃改定についても市民の方のご理解は得やすいかなと思います。運賃改定に伴う旅客の減少は想定しないのか、それとも、今後のパブリックコメントに向けて逸走する方のデータも考慮していくのか、お聞きしたいと思います。

二点目といたしましては、パブリックコメントについてです。道路運送法第 9 条の改正により、

運賃協議部会を行う前に公聴会もしくはパブリックコメント等を実施することについての取扱いが法律の中に明記されました。運賃協議部会は、運賃の改定について市民から寄せられた意見に対応案を付して協議するということですが、参考資料を見ると、運賃が上がるということが決定事項のように見えます。上がった際の市民の方からのご意見や考えをどのようにして聴取するのか、補足してご説明をいただければと思います。

【小早川会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 まず、一点目の逸走率の考慮の件でございますが、過去の運賃改定でどれくらい利用が減ったかということにつきましては、3ページにあります利用者数の推移と実際に改定があった時期とを見比べていただきますと少し見えてくると考えております。平成25年に大きく運賃を上げた際には、約8万2千人だった利用者が約7万5千人に下がっているところではございますが、その後の消費税法の改定に係る運賃改定につきましては、平成26年、令和元年とありますが、そこまで大きな影響はなかったという風に捉えております。また、今回の運賃改定で200円に上げた場合の逸走率につきましても、シミュレーションを既に事務局の方で行っておりまして、概ね15%以上減ってしまうと、資料10ページのとおり運賃改定をしても収支率が今より悪くなってしまうおそれがあるので、利用者のご理解とご協力が必要不可欠であると考えています。

二点目のパブリックコメントにつきましては、国の方でも意見聴取の方法をいくつかお示しいただいておりまして、それらを参考にしながら、今回はパブリックコメントを実施いたします。周知の方法といたしましては、市の広報紙、ホームページ及びヨッピーの車内掲示を予定しています。パブリックコメントにつきましては、一定の様式に必要な事項を書いていただいて事務局の方にご提出いただく流れとなっておりますが、先程ありましたように、パブリックコメントへの回答ではなく、個人の意見としてお電話やメール、あるいは窓口でのお問い合わせもあるかもしれません。そういった場合につきましても、こういったご意見があったということは皆様の方にお示しできるようにしていきたいと考えております。それを踏まえまして、10月の運賃協議部会にて協議いただきたいと思います。

【成田委員】 詳細な説明ありがとうございます。一点目は、逸走率まで考慮した案だということが十分わかりましたのでありがとうございます。

二点目については、市民の方のご意見や問い合わせがあった時にどういった方法で聴取するのかということで、電話等でも受け付けるとのことだったのですが、市民の方の意見が四街道市の方にどのような形で寄せられるのか、ということが参考資料に記載されていないので、それについては今後、様式を定めてご案内があるという風に理解しました。

もう一点ですが、資料の中で、現在のヨッピーは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳所持者とその介助者1名は割引100%で、民間路線バスは割引50%となっておりますが、市内の民間路線バス事業者は全て同じ割引率ということで調査は終わっているのかどうかお聞きしたいと思います。会社によって違ったりしますと、それについて明記する必要があると思うので、参考までにお聞きします。

【事務局】 一点目のパブリックコメントの資料に関しましては、委員仰せの通り資料を整えまして、皆様からのご意見やお問合せにつきましてご提示させていただきたいと思います。

また、二点目の福祉のところの取扱いに関しまして、市内の運行事業者様につきましては全て同じサービス内容となっております。

【成田委員】 ありがとうございました。

【小早川会長】 ほかにいかがでしょうか。

【鈴木委員】 ヨッピーと一部運行区間が重なる京成バス千葉イーストの運賃は 200 円というところで、170 円のヨッピーに乗った方がお得なのではないかということでご利用されているお客様もいらっしゃいました。ヨッピーを運行している意義は、交通空白地域となっている地域を市で運行していただいていることだと認識しております。こういった形で運賃改定をしていただけるということは、市内の他の路線を運行する我々バス会社にとっても、望ましいことだと考えています。感想にはなってしまいますが、よろしく願いいたします。

【小早川会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【江守副会長】 運賃に関しては今後議論するということだったので、今後なのかもしれないですが、小児以下の未就学児童は現在無賃ということですが、今後どうなるのでしょうか。子連れのお母さま方がこういうところの対象になるのかなと思うのですが、そこを大事にした方がいいのではないかと考えており、値段を上げるということの代わりに、サービス水準を上げていきたいところの一つのきっかけとして、乳幼児は無賃のままにできたらいいなと思いました。なので、今後についてどういう想定なのかということをお教えいただきたいと思います。

2 点目が、4 ページの運行経費に関してですが、平成 25 年に運賃改定があり、100 円が 160 円になりました。運賃収入は上がっていますが、利用者が約 7,000 人減っており、運行経費も減っています。令和 2 年も運行経費が減っていますが、これはなにが影響しているのでしょうか。

また、利用者が減少した原因などが分かりやすいように運賃改定やコロナの時期を資料に補足頂けると良いと思います。

【事務局】 未就学児童の取扱いにつきましては、基本的には無賃で、市内の民間路線バスと同じサービスを提供できるようにと考えております。

また、平成 26 年や令和 2 年の運行経費の減少について事務局の考えといたしましては、主に車両の減価償却費が関係していると考えております。資料についてご指摘いただいた点は、パブリックコメントの際に補足事項を追加した資料を公開させていただきます。

【江守副会長】 ありがとうございます。

【小早川会長】 ほかにいかがでしょうか。

5. 議題

【小早川会長】 それでは、続いて次第5、議題に入ります。

(1) 四街道市地域公共交通会議運賃協議部会の設置について

【小早川会長】 四街道市地域公共交通会議運賃協議部会の設置について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 資料の12ページをご覧ください。

はじめに「道路運送法の改正」について、令和5年10月の法改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定を行う場合には、独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定した、地域公共交通会議とは別の会議体での協議、及び協議前における、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置が必要となりました。

本議題は、道路運送法に基づく新たな会議体の設置についてご承認いただきたく、事務局において作成した要綱（案）について、ご審議をお願いするものとなります。

13ページをご覧ください。

「運賃協議部会の設置」について、事務局において作成した要綱（案）となります。

名称は「四街道市地域公共交通会議運賃協議部会設置要綱」、本要綱に規定する内容は「目的」「協議事項」「組織」「庶務」「運営」に関する5項目となります。

第1条では、要綱の目的について、道路運送法及び四街道市地域公共交通会議条例に基づき、乗合旅客運送の運賃・料金に関する協議を行うため、運賃協議部会を設置し、その取扱いについて規定するものとしています。

第2条では、運賃協議部会で協議する事項について、第1号に、道路運送法第9条第4項に定める事項として「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金」に関すること、第2号に、地域公共交通会議が必要と認める事項として「その他、本会議が必要と判断した事項」、の2点を定めています。

14ページをご覧ください。

第3条では、組織の委員構成について、道路運送法に基づく構成となるよう第1号から第5号に掲げる者のうちから会長が指名することとしています。

第4条では、庶務について定めており、本会議と同様、くらし安全交通課において処理することとしています。

最後に、第5条では、要綱に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、運賃協議部会に諮って定めることとし、本要綱の適用は、本会議の承認後とさせていただきたいと考えて

います。

なお、運賃協議部会の「会長及び副会長」「臨時委員」「会議」「協議結果の取扱い」については、四街道市地域公共交通会議条例の規定を準用することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、四街道市地域公共交通会議運賃協議部会の設置についてのご説明となります。

【小早川会長】 ただいま、事務局から運賃協議部会の設置についての説明がありました。

委員の皆様からご意見や質問などがあれば、お伺いしたいと思います。

【成田委員】 ご説明いただいた内容は、法律に基づく手続きとしての運賃協議部会の設置でございますので、これについて異論はございません。ただ、これを実際に四街道市の中で解釈して運用していくということになりますと、確認をさせていただきたい点がございますので発言させていただきました。

まず一点目は、13 ページに協議事項として「運賃協議部会では、次に掲げる事項を協議する。」とあり「道路運送法第9条第4項に定める事項」となっていて、その内容というのが、一般乗合旅客自動車運送事業者が設定する運賃・料金ということだと思います。限定的に要綱を規定しますので、地域公共交通における乗合旅客運送の運賃・料金に関する協議を行うということが第1条にあるわけですが、乗合旅客運送ということでありますと、いわゆる自家用自動車を使った道路運送法に規定する有償運送、あるいは貸切バスなどを国の許可を受けて乗合で使うことも法律の中では想定されています。一方で、今回の協議事項では、法第9条第4項と規定していますので、解釈と運用については、四街道市においては一般乗合旅客自動車運送事業、すなわち一般路線バスの事業者がこの運賃協議部会で手続きをして定める。先程の自家用自動車を使った有償運送、あるいは必要性に応じて、仮に道路運送法21条の乗合許可が必要なケースがあった場合には、地域公共交通会議の中で合意形成を図っていく、そのような運用になるのではないかとと思われるのですが、これについて確認をさせていただきたいというのが一点目です。

二点目ですが、承認事項14ページの第3条第2項に「運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者」と限定的に書かれています。地域公共交通を今後検討してやっていく場合に、国の乗合許可を受けて四街道市が始める場合は、許可を取ってから協議を始めるという解釈でよろしいのか、それとも取ろうとしているものもこの第2項に含まれることを想定しているのか、今のところヨッピーだけであれば既に許可を有した事業者ですけれども、今後デマンドタクシーとかを検討する際に、乗合事業の許可を有していないものが行うようなことがあった場合は、許可を取ってから運賃の協議をしていただくということでよろしいのでしょうか。

【事務局】 想定としましては、今はまだヨッピー以外の具体的な構想というのが無いためこういった定めになっていますが、先程お話がありましたように、新たにデマンド等の違うものが出てきた場合につきましては、成田委員が仰せになった通りの流れになるかと考えております。ですので、運賃等につきましても、基本的には許可を取ってから運賃協議を行うことを想定しています。

【小早川会長】 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見等ありますか。

それでは議題について、事務局案のとおり要綱を定め、新たに運賃協議部会を設置することとしてよろしいでしょうか。

【各委員】 ～異議なし～

【小早川会長】 ありがとうございます。

それでは、運賃協議部会の設置を承認するものとします。

なお、運賃協議部会を構成する委員については、要綱第3条の規定により、各号に掲げる者のうちから会長が指名をすることとされていますので、第1号該当する者として、四街道市地域共創部長の伊藤委員、第2号に該当する者として、京成バス千葉イースト株式会社の鈴木委員と三上委員、第3号に該当する者として、千葉運輸支局の菅井委員、第4号に該当する者として、公募市民の伊藤委員、菊地委員、土門委員、平賀委員、第5号に該当する者として、副会長の江守委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの補足事項はありますか。

【事務局】 ありがとうございます。部会の構成員となった委員については、別途、事務局から10月に開催予定の運賃協議部会に係る開催通知や会議資料を送付させていただきます。なお、運賃協議部会の開催につきましては、パブリックコメントで意見提出がなかった場合や、日程の都合上出席が難しい委員の方が多数いらっしゃった場合は、書面開催とさせていただく可能性があります。

つきましては、会長に指名いただいた部会委員の中から部会長と副部会長を事前に出選いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】 ～承認～

【事務局】 ありがとうございます。地域公共交通会議条例第8条第3項の規定により、部会長は部会委員の互選によって定め、副部会長は部会委員のうちから、部会長が指名することとなっておりますが、部会委員の皆さまからご意見等ございますか。

【伊藤委員】 公募委員の伊藤でございます。私は、交通会議の副会長である江守委員が部会長に適任であると考えます。

【事務局】 江守副会長を部会長にというご意見がありましたが、いかがでしょうか。

【各委員】 ～賛成～

【事務局】 江守副会長、部会長をお引き受けいただけますでしょうか。

【江守副会長】　～了承～

【事務局】　それでは、江守副会長に部会長をお願いいたします。

続いて、江守部会長より副部会長の指名をお願いいたします。

【江守部会長】　副部会長は、四街道市地域共創部長の伊藤委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員】　～了承～

【事務局】　ありがとうございました。事務局からは以上です。

【小早川会長】　それでは、最後に会議全体を通して、委員の皆さまから何かございますか。

【成田委員】　一点だけお願いでございます。運賃協議部会の委員も決まり、8月にパブリックコメントが行われるということが今伺っているところであります。公共交通会議の開催自体は11月までございませんので、運賃協議部会以外の委員は運賃が決定して11月に報告いただくと思うのですが、パブリックコメントを実施する前に、いつからこういうパブリックコメントをやりますというのを書面で結構ですので、ご通知いただくとパブリックコメント中も内容確認できますので、その点お願いできればと思います。よろしくお願いします。

【小早川会長】　いかがでしょうか。

私からも是非お願いしたいです。パブコメが始まれば、我々も知っている人たちに回答をお願いできると思いますので。

【事務局】　成田委員仰せのとおり通知させていただきたいと思います。

【小早川会長】　ありがとうございます。委員の皆さまも、パブコメが始まりましたらご意見いただけるようお声がけいただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

【菅井委員】　会議以外の話なんですけれども、せっかくの機会でございますので注意喚起がございまして、報道等もされておりますが、本年4月以降バス車内で終点後運転手さんが車内確認を怠ってそのまま車庫に行き、乗客を車庫に閉じ込めてしまったという事案が東京都内の会社で多発しております。交通事業者の方はもちろんのこと、交通に関する皆さまにもご留意いただき、また、市民の方にも、ご利用される際に、もし終点前で寝ていらっしゃる方がいましたら、こういう時代ですのでなかなか本人にお声がけするのとかは難しいと思うんですけど、運転手さんとかに、「寝てる

人がいる」とお伝えていただけると助かります。注意喚起となりますが、以上になります。

【小早川会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【植園委員】 前年度の会議の中でも問題提起させていただいた四街道ロータリーの違法駐車ですが、これが何も改善されていないと運転手の方々から聞いております。市の方に投げかけたんですけれども、ホームページの方には載せているということでしたが、市のホームページを見るような方々はそんなことはしないと思います。なので、もう少し真剣に考えていただきたいと思って、安全運行や定時運行のため、定時運行ができれば時間通りに着き、先程の車内への取り残しも落ち着いて車内点検できると思います。四街道駅ロータリーの状況が酷すぎるので、ちょうど四街道警察の交通課の方もいらっしゃいますし、真剣に考えていただけたらなと思います。

【小早川会長】 ありがとうございます。

昨年度もご指摘いただいた内容だと思いますけど、事務局として何かお答えできることは現状ありますか。

【事務局】 物理的なロータリーの改良というのができない状況でございます。我々につきましてはホームページ以外でもできることをしてまいりたいと思っております。この場で具体的にどうしますということをお答えできないことが非常に申し訳ないんですけども、我々としてもこの件については真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

【小早川会長】 現状の調査やその結果の公表などを行うことはなかなか難しいでしょうか。どのくらい車が来ているとか、何時頃に車が来ているとか、どのくらい路上駐車しているとか、あるいは実際にどんな危険な事象が起きているのかっていうのを、まず調べるところから始めてもいいんじゃないかなとは思ったりするので、対策案を考えるのはそう簡単にパツとは浮かばないかもしれませんが、現状を調査していただいたところから考えていただけるとありがたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

【河野委員】 ロータリーにつきましては、市道の認定がかかっている道路になります。そこにつきまして、例えば交通規制上の線を引くとか、道路交通法上のことについては警察の方でやっていただく、それ以外のことにつきましては、都市部の方で検討させていただきますので、警察の窓口となっている地域共創部の方と打ち合わせをしながら現状把握に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

【小早川会長】 何か具体的な動きが出るといいかなと思いますので、ご検討の程よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

【鈴木委員】 先程の植園委員からもお話がありました通り、四街道駅自体がそれなりに利用されるお客様が多いといったところからこういった問題が出てきているのかなと考えております。

現場の話になってしまいますが、どうしても車にどいてもらえないとクラクションを鳴らさなければいけないとか、様々な部分でドライバーは自家用車を運転する人に対して注意喚起しなければならない状況です。クラクションを鳴らされた方や周りで見えていた方から、「あのバスはなんでそんなにいっぱいクラクションを鳴らしているのか」等のご意見をいただくこともあります。

交通事業者の運転士不足は深刻な問題となっており、お客様だけではなく、周りの車を運転されている方からもそういった目にさらされてしまうといったところからもなかなか担い手がいなくてここに繋がるのかなとも思います。ロータリーを作り変えるというのはとても大きなことにはなると思うんですけども、そういった中でもこういった策を打っているのかというのが見えるだけでも、ドライバーの心理も変わってくると思いますので、是非ご協力の程お願いしたいと思います。

【小早川会長】 現場の方々からの切実的な声でありますので、是非対応していただけるとありがたいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。なければ進行を事務局へ戻します。

【事務局】 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回四街道市地域公共交通会議を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

以上、協議の内容と相違ないことを認め署名する。

議事録署名人 菊地 鏐二郎

議事録署名人 土門 鈴子